

# 総務文教常任委員会

平成 27 年 3 月 4 日

総 務 部

1 財政課所管

(1) 加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化の検討状況について

P 1 ~ P 5

(2) 私債権管理条例施行後の状況について

P 6 ~ P 8

2 税務課所管

(1) 平成26年度 市税の概要

別 冊

## (1) 加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化の検討状況について

### 平成26年6月～7月

先行の自治体(11)に対し、『「公契約に関するアンケート調査」』を実施

### 平成26年7月

庁内政策会議に提案

### 平成26年8月8日

市議会総務文教常任委員会で説明

### 平成26年10月～

加東市公契約内部検討委員会を開催し、条例内容及び施行規則等について検討・協議

第1回：公契約に関する条例の制定に向けて

第2回：(仮称)加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例(案)について

第3回：公契約に関する調査(追加分)の結果について ほか

第4回：(仮称)加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例(案)及び施行規則(案)について

第5回：(仮称)加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例(案)及び施行規則(案)について

- ・労働者等の範囲
- ・契約において定める事項等

第6回：(仮称)加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例(案)及び施行規則(案)について

- ・公契約制度検討委員会の協議・検討内容について
- ・労働報酬下限額の考え方

### 平成26年10月～平成27年2月

加東市公契約制度検討委員会を開催し、条例内容等について検討・協議

第1回：公契約に関する条例の制定に向けて

市長より委員会へ諮問

第2回：(仮称)加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例(案)と施行規則(案)について

第3回：労働報酬下限額の考え方、契約に定める事項、公契約制度に関する必要な事項についての答申(案)等について

[27.2.26 委員長から市長に答申]

## 今後のスケジュール

### 平成27年3月～4月

パブリックコメントの実施（予定）

### 平成27年6月

条例最終案を作成し、6月議会に提案（予定）

（平成27年10月1日以後に締結する公契約等について適用を予定）

## (仮称)加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例(案)の概要

### I 条例制定の主旨

加東市が締結する請負契約及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とするものです。

### 2 条例の内容

#### (1) 対象となる公契約等<sup>(注1)</sup>の範囲

- ① 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
- ② 予定価格が1千万円以上の工事又は製造以外の請負契約（施設等の管理運営業務・清掃業務・警備業務、会計等事務業務、給食調理業務）
- ③ 公の施設の管理業務に係る協定（指定管理協定）

#### (2) 適用を受ける労働者等の範囲

- ① 工事又は製造の請負契約（以下「対象請負契約」という。）  
対象請負契約に係る業務に従事する者（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）
- ② 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（以下「対象委託契約」という。）  
対象委託契約に係る業務に従事する者

#### (3) 労働報酬下限額の設定方法等

- ① 労働報酬下限額は、対象請負契約又は対象委託契約の内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。
  - ア 設計労務単価
  - イ 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額
  - ウ その他公的機関が定める労務単価の基準及び市職員の給料単価等
- ② 労働報酬下限額を定めようとするときは、労働報酬を審議する審議会の意見を聴くものとする。
- ③ 労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

#### (4) 実効性の確保

条例の実効性を確保するために、発注者である市と受注者（注2）との契約において、次のことを定めます。

① 受注者の連帯責任

受注関係者（注3）が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うこと。

② 台帳の整備等

受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等その他市長が別に定める事項を記載した台帳を作成し、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。

③ 労働者等の申出

労働者等（労働者等であった者を含む。）は、受注者等が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認められるときは、市長又は受注者等に申し出ることができること。

④ 受注者等に対する報告及び立入調査

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者等に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所若しくは作業所に立ち入らせ、支払状況その他の必要な事項に関する調査（以下「調査等」という。）を行わせることができること。

ア 労働者等から③の申出があった場合

イ この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるとき

⑤ 是正命令

市長は、調査等の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するため必要な措置を講ずることを命じること。

⑥ 是正報告

受注者は、是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。

⑦ 公契約等の解除

市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公契約等を解除することができること。

ア ④による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、

又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

イ 前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

⑧ 公表

市長は、公契約等の解除をしたとき、又は公契約等終了後に受注者等がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、公表することができること。公表する事項及び方法は、規則で定める。

---

注1 市が締結する工事、製造その他の請負契約又は加東市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年加東市条例第58号）第9条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

注2 市と公契約等を締結する者をいう。

注3 ア 下請その他いかなる名義によるかを問わず市以外の者から公契約等に係る業務の一部について請け負う者（下請負者）。

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者へ公契約等に係る業務に従事する労働者を派遣する者

## (2) 私債権管理条例施行後の状況について

- H26. 4. 1 私債権管理条例施行
- H26. 4. 17 部長会で『私債権管理調整会』の開催について案内
- H26. 5. 9 第1回私債権管理調整会開催
- ・私債権管理条例制定までの経緯と私債権管理回収プロジェクトチームの立ち上げについて
  - ・徴収マニュアル（徴収計画書）の作成について
- H26. 6. 13 第2回私債権管理調整会開催〔担当：企画部〕
- ・債権管理に係る基本法規について
  - ・私債権の情報共有と徴収活動について
- H26. 7. 1 債権回収支援業務委託締結（村上司法書士）
- H26. 7. 11 第3回私債権管理調整会開催〔担当：市民安全部〕
- ・債権管理マニュアル・私債権の概要について
  - ・事務連絡（司法書士への依頼、徴収状況確認シートにつて）
- H26. 8. 18 第4回私債権管理調整会開催〔担当：福祉部〕
- ・自治体のための私債権管理について（研修） 講師：財政課
  - ・事務連絡（今後の研修予定、徴収計画の補記訂正、高額滞納者分析資料について）
- H26. 9. 19 第5回私債権管理調整会開催〔担当：建設部〕
- ・公金の債権回収業務の官民連携について
- H26. 10. 6～H26. 10. 10 J I A M研修参加（使用料の債権回収）
- |            |      |        |
|------------|------|--------|
| 地域情報センター   | 園田主事 | } 3名参加 |
| 都市整備課      | 吉田主事 |        |
| 病院事業部（医事課） | 森本主事 |        |



- H26.10.23 第6回私債権管理調整会開催〔担当：上下水道部〕  
・滞納整理研修① 講師：税理士 山本 好秀氏  
債権の完全回収に向けて
- H26.11.13 第7回私債権管理調整会開催〔担当：上下水道部〕  
・滞納整理研修② 講師：税理士 山本 好秀氏  
質問に対する回答ほか
- H26.12.11 第8回私債権管理調整会開催〔担当：病院事業部〕  
・J I A M研修報告会  
(1)支払督促について 報告者：森本 美香  
(2)保証人、納付誓約書、遅延損害金について 報告者：吉田 彩花  
(3)債権放棄、情報共有について 報告者：園田 健一
- H26.12.24 徴収状況ヒアリング  
10：00 市民病院事業部医事課  
13：30 上下水道部管理課
- H26.12.25 徴収状況ヒアリング  
9：00 建設部都市整備課  
11：00 企画部地域情報センター  
13：30 教育委員会学校給食センター  
15：00 教育委員会人権教育課
- H27.1.19 第9回私債権管理調整会開催〔担当：総務部〕  
・私債権管理回収マニュアルについて
- H27.2.3 第10回私債権管理調整会開催〔担当：教育委員会〕  
・遅延損害金について
- H27.3.6（予定）第11回私債権管理調整会〔担当：総務部〕  
・私債権管理回収マニュアル作成に関する指導・助言（市顧問弁護士）

## 加東市私債権管理条例を適用した債権放棄について

### ○加東市私債権管理条例（一部抜粋）

（放棄）

第13条 市の私債権について、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の私債権の全部又は一部及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該市の私債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、当該市の私債権を徴収することができる見込みがないとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他法令の規定により債務者が当該市の私債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 当該市の私債権の存在につき法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと判断したとき。

### 平成26年度 債権放棄予定額

（単位：千円）

債権の名称	放棄予定の債権額	放棄しようとする事由	人数	件数
有線放送使用料	73	第4号	4	41
市営住宅使用料	952	第1号、第3号	2	68
水道料金	3,347	第3号・第4号	66	204
住宅新築資金等貸付金償還金	3,314	第1号、第3号	2	182
診療費	1,079	第1号、第3号、第4号	16	23